

# 施設職職員採用試験案内（公募試験）

## 【 支援員募集 】

### 兵庫県社会福祉事業団

兵庫県社会福祉事業団は、兵庫県が昭和39年に設置した県下最大の社会福祉法人です。私たちは、地域に根差した福祉・医療現場の県政の一翼を担い、誰もが地域で支え合い、自分らしく生きる社会の実現を目指しています。

今では、北は豊岡市、南は洲本市までの県内各地に89の事業所を運営し、約3,000名の職員が利用者様一人ひとりが自分らしく自立した人生が歩めるよう全力で支援に努めています。

### 施設職職員

施設職職員とは、勤務する施設が限定された無期雇用（定年60歳、定年再雇用制度有）の常勤職員です。施設職職員は勤務する施設が限定されているため、生まれ育った地元に戻り転職を考えている方、慣れ親しんだ地元で福祉に貢献したい方、都市部から地方に移住したい方におすすめです。

### 支援員

支援員とは、障害児入所施設、障害者支援施設又は特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）等において、利用者支援の福祉業務に従事する職員です。

本試験は、当該施設において、夜勤を伴う利用者支援に従事する支援員を募集します。

## 1 募集職種・採用予定日等

募集職種	施設職職員（支援員（夜勤を伴う利用者支援））
採用予定数	若干名
勤務先	障害児入所施設、障害者支援施設又は特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）等 ※福祉施設一覧：4ページ参照 ※受験者本人が希望する施設と当該施設の採用に係る空き状況等を踏まえて決定
採用日	採用日は応相談（令和3年度中途採用又は令和4年4月1日付採用）

## 2 試験会場・試験日・応募締切日等

受験区分	試験会場	試験日	応募書類の提出期限
A	原則、勤務を希望する施設で実施	受験者と調整の上、試験日を決定	別途指定

※1 応募書類を提出する前に、希望する施設の採用枠の有無について、事務局人事管理課までご確認ください。

◇確認の方法:当該採用試験案内3ページ「応募手続」を参照

※2 試験日等については、お問い合わせ後に別途調整の上、決定します。

※3 試験に係る集合時間や会場等の詳細については、応募書類の提出後に文書でお知らせします。

※4 試験の合否発表については、合否通知を郵送し、お知らせします。

## 3 試験内容

試験種目	試験内容
面接試験	支援員としての適性について試験を実施します。

## 4 受験資格

◇受験資格は、次のすべての要件に該当する方

① 施設職職員採用時の年齢が59歳以下の方

※就業規則により、施設職職員の定年年齢は60歳と定めています。

② 令和3年度実施の施設職職員採用試験未受験の方

③ 社会福祉施設での支援業務に意欲のある方

④ 交替制変則勤務及び夜勤勤務ができる方

⑤ 障害児入所施設で勤務を希望する方については、保育士又は児童指導員の有資格者

※上記の要件を満たす方でも、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

◇ 令和3年度に当事業団運営施設で実施した「契約職職員(Ⅰ)、契約職職員(Ⅱ)又は非常勤嘱託員」の採用試験に受験し不合格となった方

◇ 当事業団に在職する契約職職員(Ⅰ)の方

## 5 応募手続

施設職員の採用に係る空き状況は、募集時期や施設によって異なるため、希望する施設の採用枠の有無について、応募前に、必ず事務局人事管理課までお問い合わせください。  
応募書類の提出までの手続については、次のとおりです。

①希望施設の選定	4ページ「福祉施設一覧」の中から、勤務を希望する施設について、受験希望者自ら選定してください。
②お問い合わせ	①で選定した施設の採用に係る空き状況の有無について、事務局人事管理課まで、必ず電話でお問い合わせください。  【お問い合わせ先】 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 事務局人事管理課(担当:田中) TEL :078-929-5655(代表) 問い合わせ時間帯:9時～17時(土曜日・日曜日・祝日除く)
③採用の空き状況の回答	上記②によるお問い合わせ(採用の空き状況)について、人事管理課担当者が回答いたします。 ※希望施設によっては、担当者が当該施設に空き状況等の詳細を確認後、後日、受験希望者あてに回答を行う場合がございますので、予めご了承ください。 ※希望施設に空き状況がない場合は、希望内容等を踏まえて、他施設での応募をご提案させていただく場合がございます。(この提案は、施設職員の採用をお約束するものではありません。)
④応募書類の提出	上記②及び③により希望する施設が決まり、さらに、試験日等の詳細が決まり次第、別途指定する日までに応募書類に必要事項を記入の上、事務局人事管理課まで郵送してください。

## 6 受験書類等

応募書類	<p>① 施設職員採用試験受験申込書:別紙様式 ② 施設職員採用試験自己申告カード:別紙様式 ③ 受験票:別紙様式 ④ 写真2枚(4.0cm×3.5cmで裏面に氏名を記入し、受験申込書・受験票に貼付) ⑤ 返信用封筒(長形3号で受験票送付先を記入し、84円切手をはったもの)</p> <p>※事業団のホームページに試験案内(提出書類含む)を掲載しています。 ホームページから書類を印刷し、使用する場合は、必ずA4判サイズの白紙に 黒色インクで印刷してください。(URL: <a href="https://www.hwc.or.jp/">https://www.hwc.or.jp/</a>) ※提出された個人情報は、当事業団の採用業務及び採用後の適切な人事労務管理目的にのみ使用します。 また、個人情報は、法律によって認められる場合を除き、応募者本人の同意を得ずに第三者への開示・提供することはありません。</p>
応募先	〒 651-2134 神戸市西区曙町1070 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 事務局人事管理課 TEL :078-929-5655(代表) E-mail : <a href="mailto:saiyo@hwc.or.jp">saiyo@hwc.or.jp</a> (電話照会:9時～17時(土曜日・日曜日・祝日除く))
応募方法	応募書類に必要事項を記入のうえ、写真を貼って、応募先まで郵送

## 7 福祉施設一覧

圏域	所在地	福祉施設(障害児入所施設・障害者支援施設・特別養護老人ホーム等)
神戸 北播磨 	神戸市西区	■総合リハビリテーションセンター内施設 ・のぞみの家(救護施設) ・保育室 ・おおぞらのいえ(障害児入所施設) ・自立生活訓練センター(障害者支援施設)
	神戸市北区	■万寿の家(特別養護老人ホーム)
	小野市新部町	■小野起生園(障害者支援施設)
	三木市緑が丘町	■三木精愛園(障害者支援施設)
西播磨 	赤穂市大津	■赤穂精華園(障害児入所施設、障害者支援施設)
	佐用郡佐用町	■朝陽ヶ丘荘(特別養護老人ホーム)
但馬 	豊岡市出石町	■出石精和園(障害者支援施設)
	豊岡市日高町	■たじま荘(特別養護老人ホーム) ■ことぶき苑(養護老人ホーム)
	朝来市和田山町	■立雲の郷(認知症グループホーム(たけだ遊友館))
丹波 	丹波篠山市西古佐	■丹南精明園(障害者支援施設)
	丹波市市島町	■丹寿荘(特別養護老人ホーム)
淡路 	淡路市野島貴船	■あわじ荘(特別養護老人ホーム)
	洲本市五色町	■五色精光園(障害者支援施設)
		■洲本市五色健康福祉総合センター(特別養護老人ホーム)
洲本市下加茂	■くにうみの里(特別養護老人ホーム)	

※施設の詳細については事業団HP(<https://www.hwc.or.jp/>)をご確認下さい。

## 8 給与等(令和3年10月1日から適用)

初任給 (給料)	大学卒	短大・専門学校卒	高校卒													
	167,000円～171,800円	152,600円～157,400円	150,200円～155,000円													
諸手当等	<b>1 支援員全員が支給対象となる諸手当(※1)</b>															
	①業務手当(8,000円)、②資格手当(※2)(5,000円)、③通勤手当(上限59,000円)、 ④住居手当(上限28,000円)、⑤扶養手当(6,500円～)、⑥交代制変則勤務手当、 ⑦夜勤手当、⑧超過勤務手当、⑨賞与(令和2年度実績:2.5箇月)等 ※1 諸手当 ・業務手当、夜勤手当、超過勤務手当、交代制変則勤務手当 勤務の実績に応じて翌月に支給(例:4月実績を5月給与で支給) ・通勤手当、住居手当、扶養手当 支給要件に合致した場合のみ、規定に基づき支給 ※2 資格手当(次のいずれかの有資格者に支給) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士 ・介護支援専門員は特別養護老人ホーム勤務者のみ支給 ・保育士は知的障害施設又は保育室勤務者のみ支給															
	<b>2 総合リハビリテーションセンター保育室に勤務する支援員のみ支給する諸手当</b>															
	①夜勤保育業務加算金(夜勤1回につき3,300円) ②保育業務従事者確保一時金(月額37,500円を年3回(6月・12月・3月)に分けて支給)															
	<b>【給与月額及び年収額の例(社会保険料等控除前)】</b>															
	一定の保育業務の前歴を有する大卒の有資格者で、1箇月あたり夜勤に5回従事した場合の例 4/1採用者の年収一例															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与月額</th> <th rowspan="2">合計</th> <th rowspan="2">賞与等※2</th> <th rowspan="2">年収額</th> </tr> <tr> <th>給料</th> <th>諸手当※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>171,800円</td> <td>38,820円</td> <td>210,620円</td> <td>721,740円</td> <td>3,249,180円</td> </tr> </tbody> </table>				給与月額		合計	賞与等※2	年収額	給料	諸手当※1	171,800円	38,820円	210,620円	721,740円	3,249,180円
給与月額		合計	賞与等※2	年収額												
給料	諸手当※1															
171,800円	38,820円	210,620円	721,740円	3,249,180円												
	※1:通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当を除く。 ※2:賞与及び上記②の一時金を含む額															
	<b>3 障害(児)者施設・高齢者施設に勤務する支援員のみ支給する諸手当</b>															
	①夜勤従事者処遇改善加算金(夜勤1回につき3,300円) ②介護職員等処遇改善に伴う加算にかかる特例一時金 月額25,000円を年3回(6月・12月・3月)に分けて支給 ③介護職員等特定処遇改善加算にかかる特定特例一時金 月額12,500円以上を年3回(6月・12月・3月)に分けて支給															
	<b>【給与月額及び年収例(社会保険料等控除前)】</b>															
	一定の福祉業務の前歴を有する大卒の有資格者で、1箇月あたり夜勤に5回従事した場合の例 4/1採用者の年収一例(高齢者施設に勤務した場合)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与月額</th> <th rowspan="2">合計</th> <th rowspan="2">賞与等※2</th> <th rowspan="2">年収額</th> </tr> <tr> <th>給料</th> <th>諸手当※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>171,800円</td> <td>41,260円</td> <td>213,060円</td> <td>721,740円</td> <td>3,278,460円</td> </tr> </tbody> </table>				給与月額		合計	賞与等※2	年収額	給料	諸手当※1	171,800円	41,260円	213,060円	721,740円	3,278,460円
給与月額		合計	賞与等※2	年収額												
給料	諸手当※1															
171,800円	41,260円	213,060円	721,740円	3,278,460円												
	※1:通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当を除く。 ※2:賞与及び上記②、③の一時金を含む額															
昇給	規定に基づき昇給する場合があります。															

## 9 休日休暇・福利厚生 等

休日休暇等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■休日:週1日以上(変形労働時間制)</li> <li>■年次有給休暇(1暦年につき、20日) ※採用時に付与する年次有給休暇は採用月により異なる。(例:4月採用者は15日付与)</li> <li>■特別休暇 厚生休暇(上限5日)、結婚休暇(上限5日)、子の看護(上限10日)、家族の介護(上限10日)、 産前産後休暇(出産予定日8週間前の日から産後8週間を経過するまでの間) 等</li> <li>■育児休業 子が3歳に達するまで取得可</li> <li>■その他(育児短時間勤務、介護休暇、病気休暇 等)</li> </ul>
社会保険等	雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険
健康管理	毎年、定期健康診断を実施しています。
職員互助会	結婚、出産等の祝品や災害見舞金等の給付制度があります。 指定宿泊施設の割引制度があります。 スポーツ大会等のレクリエーション事業を実施しています。
試用期間	採用日から6カ月間(労働条件は本採用と同じ)

## 10 その他

集合時間等の通知	<p>試験当日の集合時間、試験会場等の詳細については、応募書類の受付期間終了後、応募者に文書でお知らせします。その際に受験票を併せて郵送します。</p> <p>なお、試験日2日前(土曜日・日曜日・祝日除く)までに文書が到着しない場合は、試験日2日前(土曜日・日曜日・祝日除く)に該当する日の17時までに電話で照会してください。</p>
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------